

障害者差別解消法に基づく基本方針の改定に向けた
障害者政策委員会における今後の審議の進め方（イメージ）

令和 4 年 3 月 4 日

【令和 4 年春以降】

- 基本方針項目別の検討
(相談体制等の在り方に関する調査研究の報告も実施。)

【令和 4 年夏以降】

- 基本方針改定案（全体）の審議

【年内（秋以降）】

- 障害者政策委員会の意見として基本方針改定案を取りまとめ

【令和 4 年度中】

- 障害者政策委員会の意見を踏まえ、基本方針の政府案を作成
- パブリックコメント等の手続を経て閣議決定

※ 基本方針の閣議決定後、改正法の施行までに、改定された基本方針を受け、各省庁（所管分野ごとの対応指針（ガイドライン）作成等）や地方公共団体（相談体制の整備等）において準備を行うほか、周知啓発活動を実施。

→ 公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から 3 年以内に政令で定める日までに改正法を施行